

2024年度(令和6年度)市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き 《収入・所得》

ご案内

- 申告書は、ご自身でご記入いただき、できるだけ郵送でのご提出をお願いします。
- 手引きは、よくある所得・控除の書き方のみを記載しています。
記載例以外の所得控除がある場合でご不明な点があれば、お手数ですが市民税課へお問い合わせください。

お問い合わせ先【福山市役所 市民税課】
084-928-1020 084-928-1021 084-928-1265 084-928-1269

この手引きに出てくる用語について

「前年中」・・・2023年(令和5年)1月1日から2023年(令和5年)12月31日までの間をいいます。
「合計所得金額」・・・損益通算後の各種所得金額の合計額
「総所得金額等の合計額」・・・繰越控除後の各種所得金額の合計額

申告書に添付する書類

- 市民税・県民税の申告書を提出する際には、マイナンバーの記入及び本人確認(番号確認＋身元確認)が必要となります。
 - ・本人確認(番号確認＋身元確認)・・・なりすましを防止するための確認です。
 - ・番号確認・・・申告書等に記載されたマイナンバーが正しい番号であることの確認です。
 - ・身元確認・・・申告書等を提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認です。
- 紛失等で正確なマイナンバーが不明である場合は、当面の間、記入がなくても受理する扱いとしています。
- 申告内容に応じて次の書類を添付してください。
申告書に添付していただいた書類は返却できません。資料原本ではなく写し(コピー)を同封してください。
- 受付印を押した申告書の控えが必要な場合は、その旨を記載したメモ等と返信用封筒(あて名を記載し、切手を貼付した封筒)を同封してください。

項目	添付する書類		確認欄
本人確認書類	個人番号カードをお持ちの方	個人番号カード(マイナンバーカード) ※表面及び裏面の写しが必要です。	□
	個人番号カードをお持ちでない方	次の①及び②の写しが必要です。 ①番号確認書類(通知カード、個人番号の記載のある住民票など) ②身元確認書類(運転免許証、パスポートなど) ※通知カードは、名前、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能です。	
営業等所得・農業所得 不動産所得 利子・配当所得	収入、経費について収支内訳書を作成し申告書と一緒に送付してください。 ※収支内訳書の様式が必要な人は、福山市ホームページからダウンロードするか、ご連絡ください。		□
上場株式等の繰越控除	上場株式等の譲渡損失に係る繰越がある場合、別紙「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算(別紙)」を作成し、申告書と一緒に送付してください。 ※別紙の様式が必要な人は、福山市ホームページからダウンロードするか、ご連絡ください。		□
社会保険料控除	支払いをした旨を証明する書類の写し		□
小規模企業共済等掛金控除	支払いをした旨を証明する書類の写し		□
生命保険料控除	支払額等の証明書の写し		□
地震保険料控除	支払額等の証明書の写し		□
勤労学生控除	在学期間証明書及び学生証の写し		□
障害者控除	身体障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書などの写し		□
配偶者(特別)控除	日本国外に住む人を扶養親族として申告される場合は、親族関係書類・送金関係書類 ※留学により、国内に住所及び居所を有しなくなった方は留学ビザ等書類が必要です。 ※30歳以上70歳未満で、あなたから生活費又は教育費の支払いを受けている方は、支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする送金書類が必要です。 ※いずれの書類も外国語で作成されている場合にはその翻訳文が必要です。		□
扶養控除	※30歳以上70歳未満で、あなたから生活費又は教育費の支払いを受けている方は、支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする送金書類が必要です。 ※いずれの書類も外国語で作成されている場合にはその翻訳文が必要です。		□
雑損控除	証明書の写し		□
医療費控除	従来の医療費控除 ・医療費の明細書		□
	セルフメディケーション税制 ・購入したスイッチOTC医薬品の明細書		
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証 寄附金控除に関する証明書(特定事業者が発行する年間寄附額を記載した証明書)		□

書き方

住所・名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・電話番号の記入

- 1月1日時点の住所が現住所と同じ場合は、現住所と同じ欄へチェックをお願いします。
- 現住所と1月1日時点の住所が違う場合は「現住所」「1月1日現在住所」の両方にご記入ください。

所得金額調整控除額

- 次に該当する人は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。
①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
ア：本人が特別障がい者に該当する
イ：年齢23歳未満(2001年(平成13年)1月2日以降生まれ)の扶養親族が同一生計内にいる
ウ：特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族等が同一生計内にいる

(給与収入等の金額(※1)－850万円)×10%

- ②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの金額の合計額が10万円を超える場合

(給与所得控除後の給与所得の金額(※2)＋公的年金等に係る雑所得の金額(※2))－10万円

※1 1,000万円を超える場合は1,000万円 ※2 10万円を超える場合は10万円

(1)総合課税の所得金額

営業等所得・農業所得・不動産所得・利子・配当所得

- 前年中に営業等所得や農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得があった人はご記入ください。
- それぞれの所得や算入できる経費は次のとおりです。

営業等所得	卸売、小売、製造、修理、飲食、建設、金融、サービス業、外交員、ホステス、内職、職人、医師、漁業などの事業等から生じる収入の合計額
必要経費	商品の原価、租税公課、広告宣伝費、減価償却費、地代家賃及び交通費、交際費など
農業所得	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる収入の合計額(家事消費を含む)
必要経費	租税公課、減価償却費、小作料、種苗代、肥料代など
不動産所得	地代、家賃、駐車場代、土地や家屋の権利金などの収入の合計額
必要経費	固定資産税、火災保険料、修繕費、借入金利子、減価償却費など
利子・配当所得	公社債や預貯金の利子、貸付信託の分配金などの所得 株式・出資の配当や余剰金の分配金、証券投資信託の分配金などの収入の合計額
必要経費	株式などを取得するために借り入れた負債の利子など ※利子所得は必要経費なし

記入例1

所得区分	収入金額(A)	必要経費(B)	専従者控除(C)
営業等	2,000,000 円	1,105,923 円	
農業	350,000	259,401	
不動産	800,000	231,200	
利子・配当	110,000		

給与所得

- 前年中に給与収入があった人は、源泉徴収票を見て、支払額を収入金額欄へ、支払者を支払者欄へご記入ください。
- 給与を複数の支払者から受け取られていた場合は合計額を記入し、支払者はすべてご記入ください。
収入金額：前年中に収入することが確定した金額です。(下の表では(A))
所得金額：収入金額から次の計算式で算出した金額です。

給与収入(A)		給与所得の金額	給与収入(A)		給与所得の金額
55万1千円未満		0円	162万8千円以上 180万円未満		(B)×2.4+100,000円
55万1千円以上 161万9千円未満	(A)－55万円		180万円以上 360万円未満	(B)×2.8－80,000円	
161万9千円以上 162万円未満	1,069,000円		360万円以上 660万円未満	(B)×3.2－440,000円	
162万円以上 162万2千円未満	1,070,000円		660万円以上 850万円未満	(A)×0.9－1,100,000円	
162万2千円以上 162万4千円未満	1,072,000円		850万円以上	(A)－1,950,000円	
162万4千円以上 162万8千円未満	1,074,000円				

※上の表で(B)は、収入金額(A)÷4をし、千円未満を切り捨てた数字です。

記入例2

所得区分	収入金額	支払者
給与	1,651,300 円	(株)〇〇、(株)△△

雑所得(公的年金等)

- 【公的年金に係る雑所得】
 - 国民年金・厚生年金・恩給などの収入の合計額をご記入ください。
 - 遺族年金・障がい年金などは非課税所得です。申告書表面の(4)非課税所得があった人欄へご記入ください。
- 次の計算式で算出した金額が所得となります。

年齢	公的年金等の収入金額(a)	年金所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 1959年(昭和34年)1月2日以降生まれの人	130万円未満	(a)－600,000	(a)－500,000	(a)－400,000
	130万円以上～ 410万円未満	(a)×0.75－275,000	(a)×0.75－175,000	(a)×0.75－75,000
	410万円以上～ 770万円未満	(a)×0.85－685,000	(a)×0.85－585,000	(a)×0.85－485,000
	770万円以上～1,000万円未満	(a)×0.95－1,455,000	(a)×0.95－1,355,000	(a)×0.95－1,255,000
	1,000万円以上	(a)－1,955,000	(a)－1,855,000	(a)－1,755,000
65歳以上 1959年(昭和34年)1月1日以前生まれの人	330万円未満	(a)－1,100,000	(a)－1,000,000	(a)－900,000
	330万円以上～ 410万円未満	(a)×0.75－275,000	(a)×0.75－175,000	(a)×0.75－75,000
	410万円以上～ 770万円未満	(a)×0.85－685,000	(a)×0.85－585,000	(a)×0.85－485,000
	770万円以上～1,000万円未満	(a)×0.95－1,455,000	(a)×0.95－1,355,000	(a)×0.95－1,255,000
	1,000万円以上	(a)－1,955,000	(a)－1,855,000	(a)－1,755,000

記入例3

所得区分	収入金額(A)	必要経費(B)	支払者
雑 公的年金等	1,820,450 円		日本年金機構

雑所得(業務に係るものやその他)

- 【業務】
 - シルバー人材センターからの配分金などの副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものに係る収入の合計額をご記入ください。
- 【その他】
 - 生命保険契約に基づく年金(個人年金)などの収入の合計額をご記入ください。
 - 年金の支払額に対する掛金が必要経費となります。
 - 支払額・必要経費については保険会社等から送付された申告用の証明書でご確認ください。

記入例4

所得区分	収入金額(A)	必要経費(B)	支払者
雑 その他	200,000	133,767	〇×生命

一時・譲渡所得

- 前年中に次に該当する所得があった人はご記入ください。
【一時所得】
 - 生命保険の満期や解約による受取金・賞金・懸賞当選金の合計額をご記入ください。
 - 生命保険の支払に対する掛金が必要経費となります。
 - 生命保険の満期や解約で支払いを受けた場合の支払額・必要経費については保険会社等から送付された申告用の証明書でご確認ください。
- 所得金額の計算方法は次のとおりです。

総収入金額	－	その収入を得るために支出した金額	－	特別控除額(最高50万円)	=	一時所得の金額
一時所得の金額	×	2分の1	=	総所得金額に算入する金額		

記入例5

所得区分	種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額	特別控除
一時	満期	〇〇生命	2,000,000	1,251,125	748,875	500,000

【総合譲渡所得】

- 車両・船舶・機械・漁業権・特許権・著作権などの資産の譲渡(土地建物などの分離課税分を除く)による所得の合計額をご記入ください。
収入金額：前年中に収入することの確定した金額
必要経費：譲渡した資産の取得金額、設備費、改良費、譲渡に関する必要な費用
※特別控除は最高50万円まで
- 保有期間が5年を超えていた資産を譲渡した場合は「長期譲渡所得」(譲渡所得の2分の1が所得に算入されます。)、保有期間が5年以下の資産を譲渡した場合「短期譲渡所得」となります。

(2)繰越損失のあった人

譲渡損失の金額を繰り越したい人

- 譲渡損失の金額について、翌年以後に繰り越す場合はチェック欄にチェックしてください。併せて、「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算(別紙)」を必ず提出してください。
- 2024年度(令和6年度)分以後は、上場株式等の所得について、所得税の確定申告と異なる課税方式を選択することができなくなっていますのでご注意ください。

(4)非課税所得のあった人

非課税所得のあった人

- 前年中に遺族年金や、障がい年金などの収入があった人は該当するものにチェックし、その金額をご記入ください。
- これらは、非課税所得ですので税金の計算の際には所得には含まれません。

(5)収入のなかった人

収入のなかった人

- 前年中に収入がなかった人は、該当するものにチェックしてください。
- どなたかに扶養されていた人や仕送りを受けていた人は、その人の住所、名前、続柄をご記入ください。
- 収入がなかった人でも市民税・県民税 国民健康保険税の申告が必要になります。

市・県民税がかからないのは、どんな人？

次に該当する人は、均等割や所得割がかかりません！

- ①均等割も所得割もかからない人 ⇒ **非課税**
 - ・2024年1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
 - ・本人が障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
 - ・前年中の合計所得金額が次の計算以下になる人
35万円×(本人＋扶養人数)＋21万円＋10万円
※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合、21万円の加算はありません。
- ②所得割がかからない人 ⇒ **均等割はかかるので、年税額は5,500円です。**
 - ・前年中の総所得金額等の合計額が次の計算以下になる人
35万円×(本人＋扶養人数)＋32万円＋10万円
※同一生計配偶者および扶養親族がいない場合、32万円の加算はありません。

2024年度(令和6年度)市民税・県民税 国民健康保険税の申告の手引き《控除》

(6)所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、国民健康保険税、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、健康保険、厚生年金などの保険料の金額を支払われた人はその合計金額をご記入ください。
●介護保険料、後期高齢者医療保険料について、配偶者の年金から徴収(特別徴収)された保険料は該当しません。

記入例6

社会保険料控除	A 国民健康保険税	B 介護保険料	C 後期高齢者医療保険料	D 国民年金保険料	E その他()
	230,000 円	9,500 円	円	152,100 円	254,900 円

小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、次の金額を支払った場合はご記入ください。
●小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
●確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など。)
●心身障がい者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

生命保険料控除(控除額：最高7万円)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、生命保険料を支払われた人はご記入ください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認のうえご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。

旧契約(一般分・個人年金分それぞれに適用)	新契約(一般分・個人年金分・介護医療分それぞれに適用)
支払保険料の合計	支払保険料の合計
控除額	控除額
～15,000円	～12,000円
15,001円～40,000円	12,001円～32,000円
40,001円～70,000円	32,001円～56,000円
70,001円～	56,001円～

※一般分・個人年金分については、旧契約と新契約のどちらも控除の適用を受ける場合は2万8千円が限度になります。

記入例7

生命保険料控除	種別	保険支払額	保険会社名	種別	保険支払額	保険会社名
	(新)一般	152,500 円	〇〇農協	(旧)一般	30,000 円	●●生命
	(新)個人年金	45,000	△△生命	(旧)個人年金	72,000	▲▲生命
	介護医療	51,000	××生命			

地震保険料控除(控除額最高2万5千円)

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、地震保険料を支払われた人はご記入ください。
●保険会社等から送付された申告用の控除証明書を見て年度や種別をよく確認のうえご記入ください。
●一つの契約の中に地震保険と旧長期損害保険が含まれている場合は、選択によりいずれか一方の控除が受けられます。
●計算方法は次のとおりです。

支払保険料の合計	控除額
地震保険料	～50,000円 (支払保険料の合計額)×1/2 50,001円～ 一律に25,000円
旧長期損害保険料	～5,000円 (支払保険料の合計額)×1/2+2,500円 5,001円～15,000円 15,001円～ 一律に10,000円

記入例8

地震保険料控除	種別	保険支払額	保険会社名
	地震保険料	30,000 円	□□損害保険
	旧長期損害		

勤労学生控除(26万円)

あなたが勤労学生で次の要件に該当する場合、ご記入ください。
●大学、看護学校などの学生・生徒で自己の勤労による所得があり、かつ合計所得金額が75万円以下で自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

寡婦・ひとり親控除

それぞれの要件に該当する場合、○をしてください。
ただし、次のいずれかに当てはまる場合はどちらの控除も受けることはできません。
●住民票の続柄に「夫(未届)」 「妻(未届)」の記載がある場合
●前年中の合計所得金額が500万円を超える場合

寡婦控除(26万円)

寡婦に該当する人で次の表を見て要件に該当する人は、死別、離別又は生死不明に○をしてください。
※生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる場合は、ひとり親控除に該当します。

寡婦控除適用要件	子以外の扶養親族を有する	扶養親族等なし
死別又は生死不明	○	○
離別	○	—

ひとり親控除(30万円)

婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる単身者はひとり親控除に○をしてください。

障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族で障がい者手帳や療育手帳などの交付を受けている人がいる場合は、手帳などをお持ちの方の名前・等級・交付年月日等をご記入ください。
●お持ちの手帳等の種類によって控除額が異なります。次の表でご確認ください。
●同一生計配偶者とはあなたと生計を一にする配偶者のうち、前年中の合計所得金額が48万円以下の人のことです。

区分	控除額	対象者
障がい者	26万円	・障がい者手帳・療育手帳の交付を受けている人 ・障がい者控除対象者認定書の交付を受けている人 など
特別障がい者	30万円	障害者控除に該当する人で、身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A・(A)、精神障がい者保健福祉手帳1級、障がい者控除対象者認定書などの交付を受けている人
同居特別障がい者	53万円	同居している同一生計配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合

記入例9

障害者控除	名前	市税 フク	交付年月日	身体・精神	療育	認定書
			H12 年 1 月 7 日	1 級		度 特 障 障

配偶者(特別)控除

前年中の合計所得金額(収入金額ではありません。)が48万円以下の配偶者をご自身の扶養親族として申告される場合は、配偶者の名前・生年月日等をご記入ください。
●配偶者の前年合計所得金額が48万円を超えている場合でも、合計所得金額が133万円以下の場合は配偶者特別控除の適用を受けることができます。申告される場合は、「配偶者の合計所得金額」をご記入ください。
●事業専従者及び他の人の扶養にされている場合は、控除の適用を受けることはできません。よくお話しの上ご自身の扶養親族とされる場合にのみご記入ください。
●納税義務者及び配偶者の合計所得金額により、控除額が異なります。各控除額は次のとおりです。

【配偶者控除】

区分	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の扶養控除額	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円

※「老人配偶者」70歳以上(1954年(昭和29年)1月1日)以前生まれの人

【配偶者特別控除】

配偶者合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者特別控除額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円

【同一生計配偶者】

あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合は同一生計配偶者となります。
あなたの合計所得金額が1,000万円を超えた場合、配偶者控除の適用はありませんが、同一生計配偶者として扶養人数には含まれるため、配偶者が障がいをお持ちの場合の障害者控除の適用は行われ、非課税限度額制度や配偶者の均等割軽減などへも影響する場合がありますので、配偶者の名前等のご記入と同一の欄へチェックをお願いします。

記入例10

配偶者特別控除	名前	市税 花子	生年月日	S28 年 1 月 1 日	該当に☑	所得金額調整控除
	個人番号	111111111111111111	住所(別居の場合)		☐ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	調整
	配偶者の合計所得金額		※配偶者控除を申告する方は記入不要です。 ※配偶者の合計所得金額(収入金額ではありません)が48万円を超える場合に記入してください。			

扶養控除

配偶者以外に、前年中の合計所得金額が48万円以下のあなたと生計を一にする親族をご自身の扶養として申告される場合は、ご記入ください。
●事業専従者及び他の人の扶養にされている場合は、適用を受けられません。よくお話しの上ご自身の扶養親族とされる場合にのみご記入ください。
●年少扶養については控除額は0円ですが、非課税限度額などへ影響する場合がありますため扶養親族とされる場合は、必ずご記入ください。

扶養控除

区分	扶養親族の該当者	控除額
年少扶養	16歳未満(2008年(平成20年)1月2日以降生まれ)の人	0円
一般扶養	16歳以上(2008年(平成20年)1月1日以前生まれ)で下記以外の人	33万円
特定扶養	19歳以上23歳未満(2001年(平成13年)1月2日生まれから2005年(平成17年)1月1日以前生まれ)の人	45万円
老人扶養	70歳以上(1954年(昭和29年)1月1日以前生まれ)の人	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、申告者本人や配偶者の直系尊属(父母や祖父母)で同居している人	45万円

記入例11

控除対象扶養親族	名前	市税 一郎	続柄	子	生年月日	S56 年 5 月 2 日	該当に☑	別居	所得金額調整
	個人番号	2222222222222222	住所(別居の場合)						調整
	名前	市税 フク	続柄	母	生年月日	T12 年 3 月 20 日	☑別居		調整
	個人番号	3333333333333333	住所(別居の場合)	広島市中区〇×町一丁目1番1号					

※扶養親族としては申告しないが、所得金額調整控除の適用のために扶養親族の名前を記入される場合は「調整」に○をしてください。
●国外居住の扶養親族について
国外に居住する親族について、次の要件に該当する場合にご記入ください。それぞれ確認書類が必要です。

対象者	確認書類
30歳未満又は70歳以上	親族関係書類、送金関係書類
30歳以上70歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障がい者 ③あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

※年齢は前年の12月31日現在 ※上記の書類が外国語で作成された場合は、翻訳文も必要です。

基礎控除

合計所得金額が2,500万円以下の人は所得に応じて控除が受けられます。控除額は次のとおりです。

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超
基礎控除の額	43万円	29万円	15万円	なし

雑損控除

前年中に災害や盗難などで被害を受けた場合にご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。

①か②のどちらか多い方の金額で控除が受けられます。
①(損失額－保険金等による補てん額)－(「総所得金額等の合計額」の10%)
②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)－5万円

医療費控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする親族のために、医療費やスイッチOTC等の医薬品の購入費を支払われた人は、該当する記号へ○をしてどちらか一方へ支払った金額をご記入ください。
●支払った医療費等に対して保険金などで補てんされる金額がある場合は、保険金等で補てんされる金額へご記入ください。
●計算方法は次のとおりです。
従来の医療費控除(控除額は最高200万円まで)

支払った医療費

－

補てんされる金額

－

・10万円
・「総所得金額等の合計額」の5%

のいずれか少ない金額

セルフメディケーション税制(控除額は最高8万8千円まで)

スイッチOTC等の医薬品の購入費

－

補てんされる金額

－

1万2千円

記入例12

医療費控除	Ⓐ	従来の医療費控除(最高200万円)	支払医療費	保険金等で補てんされる金額
			350,000 円	118,000 円

(7)税額から差し引かれる金額

寄附金税額控除

前年中にあなたが総額2千円を超えて支出した次の寄附の金額がある場合ご記入ください。
●都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
●広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部に対する寄附金
●広島県又は福山市の条例で指定された寄附金
※申告特例(ワンストップ特例)の申請をされている人でも申告書を提出される場合は、申告特例制度が無効になってしまうため、申告特例(ワンストップ特例)分も併せて必ず申告してください。

記入例13

寄附金税額	寄附先	寄附金額
地方公共団体(自治体名)	福山市・広島市	50,000 円
共同募金会・日本赤十字社	広島県共同募金会・日本赤十字社広島県支部	2,000
条 例 指 定 分		